

事務連絡
令和3年4月23日

各

都	道	府	県
市	町	村	
特	別	区	

 衛生主管部（局）御中

厚生労働省健康局健康課
厚生労働省健康局がん・疾病対策課

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた各種健診等における対応について
(周知)

本日、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、東京都、京都府、大阪府、兵庫県の4都府県を対象に、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が発出された。

緊急事態宣言下における各種健診等の取扱いについては、令和2年5月26日付け通知「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の解除を踏まえた各種健診等における対応について」の「第3 緊急事態宣言が再度行われた場合の対象地域における各種健診等の実施について」に示しているため、これを踏まえ適切に対応いただくようお願いする。

なお、本通知における「集団で実施するもの」や「個別で実施するもの」の基準については、本通知の別紙1のQ&Aにあるように「三つの密」が生じうる環境かどうかという観点で判断いただくようお願いする。

また、実施の判断にあたって、がん検診の必要性については、「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」に基づく検診が、がんによる死亡率を減少させる効果があること、肝炎ウイルス検診については、「肝炎対策の推進に関する基本的な指針」において、できる限り早期に受検するとともに、検査結果に応じた受診等の行動につながるようにすることが重要とされていることに御留意いただくようお願いする。

(参考) 令和2年5月26日付け通知「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の解除を踏まえた各種健診等における対応について」

<https://www.mhlw.go.jp/content/000633977.pdf>

<問い合わせ先>

○がん検診に関すること

厚生労働省健康局がん・疾病対策課

TEL 03-5253-1111 (内線 3826, 4604)

FAX 03-3595-2193

mail mhlw-cancer@mhlw.go.jp

○肝炎ウイルス検診に関すること

厚生労働省健康局がん・疾病対策課

肝炎対策推進室 肝炎対策指導係

TEL 03-5253-1111 (内線 2948)

FAX 03-3595-2169

mail kanen-taisaku2@mhlw.go.jp

○それ以外の検診に関すること

厚生労働省健康局健康課

TEL 03-5253-1111

FAX 03-3503-8563

mail mailto:sukoyaka@mhlw.go.jp